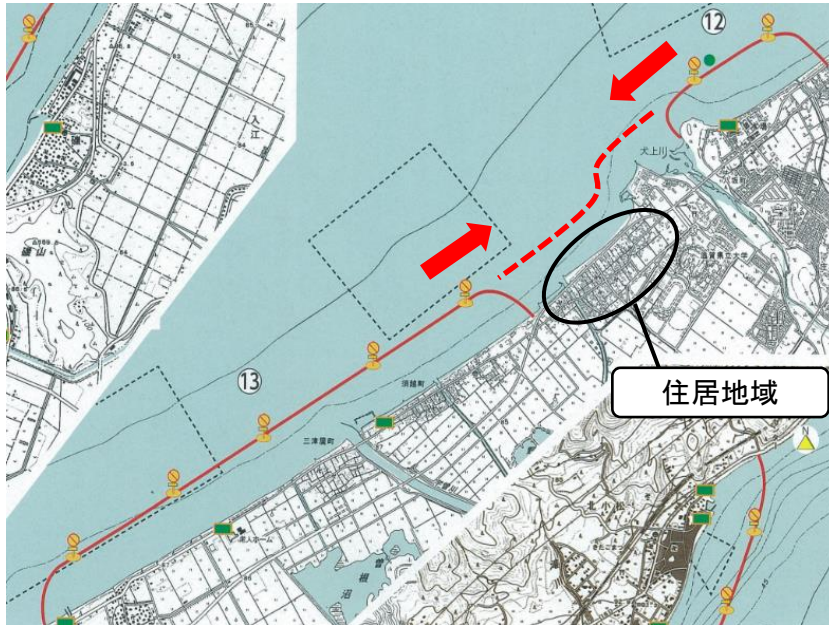


令和6年度以降における航行規制水域の検討について

(1)彦根市八坂町 地区



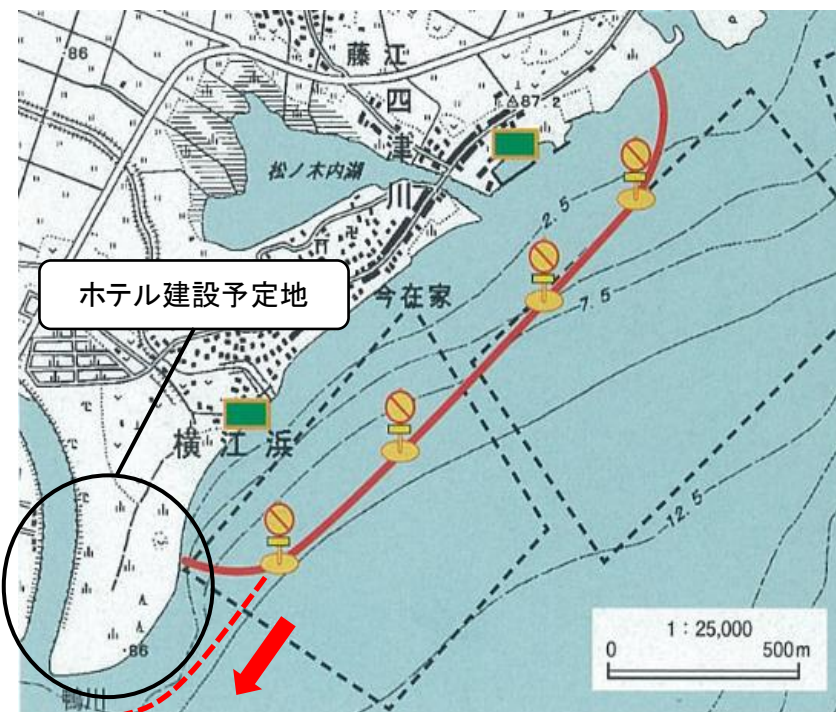
■夏季を中心に、湖岸道路より琵琶湖側の建物から、多くの水上バイクが出艇し、湖岸付近での航行を繰り返しているとして、これまでに地元から水上バイクによる騒音対策が求められていたところ。

■同地域は航行規制水域外であるが、昨年度に引き続き新たな航行規制水域の設定も視野に、監視活動では特に注目して利用状況を確認した。

■今年度の確認では、時折水上バイクの利用が見られたが、不特定の者が頻繁に利用するような実態は見られなかった。

■水上バイクの利用がある時は、操船者に地域の生活環境を守るよう指導を行った。指導に従う姿勢をとられており、今年度は違反行為や苦情も無かったが、引き続き状況を注視する。

(2)高島市安曇川町横江浜 地区



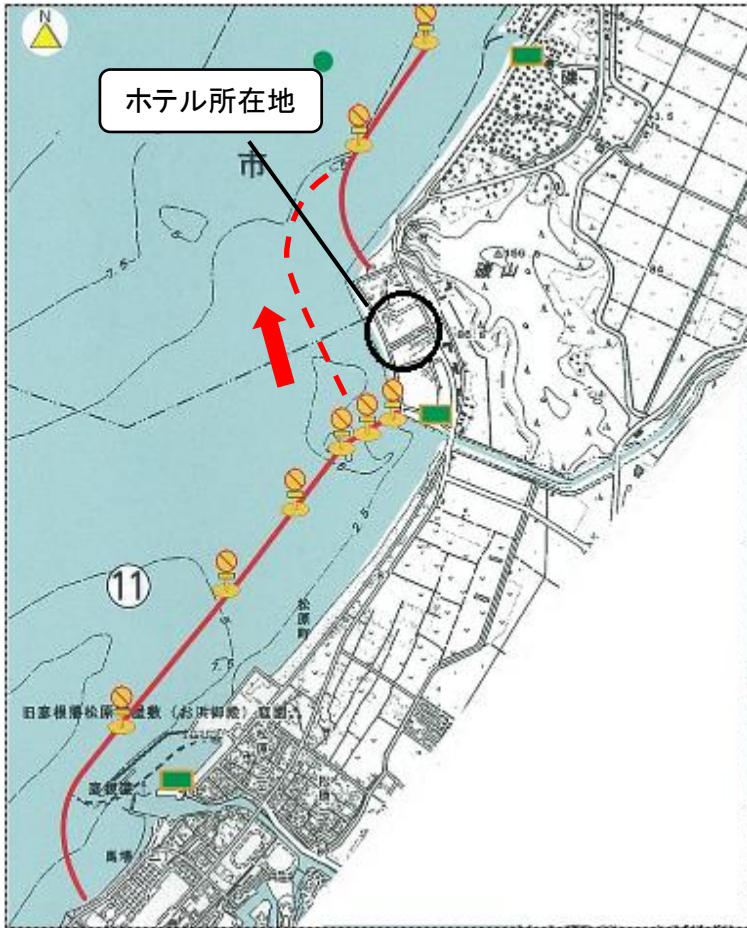
■令和6年10月頃の開業に向け、同地域においてリゾートホテルの建設が進められている。

■それに伴い、航行規制水域の見直しも視野に入れ、令和4年3月の審議会において、概要を説明したところ。

■令和4年度に引き続き夏季を中心に、同地域におけるプレジャーボートの航行状況について確認を行ったが、今年度もプレジャーボートの利用数は例年と大きく変わらず、騒音被害もみられないことから、航行規制水域の拡大については、根拠に乏しいと考えられる。

■ホテル開業後において、直ちにプレジャーボートの航行が増加するものではないと思われるが、高島市から静謐な水域を求める要望もされていることから、今後も利用状況を注視するとともに、高島市と連携して静謐な環境が保たれるよう取組を進める。

(3)彦根市松原地区



■旧彦根プリンスホテルが改装され、令和5年8月に新たに「ビワフロント彦根」として開業された。

■彦根市としては、新たに開業したホテル前の水域の静謐を保ちたいとして、航行規制水域の拡大を要望されている。

■このため、令和5年度における監視活動において当該水域は特に注目して利用状況を確認したが、騒音の原因となるような航行は見られなかった。

■当該地は過去に生活環境被害が生じていた地域であったものの、平成30年度からの松原スロープ閉鎖により、プレジャーボートの利用数が大きく減少している。それに伴い、プレジャーボート利用に伴う生活環境被害は一定の改善が図られたものと考えており、彦根市においても、過去2年間苦情報告は受けていない状況である。

■したがって、現状では航行規制水域を拡大する根拠に乏しいと考えられるが、要望を踏まえ、彦根市と連携しつつ、引き続き利用状況を注視するとともに、静謐な環境が保たれるよう取組を進める。

【※参考】航行規制水域の指定までの流れ

- ①県による変更内容に係る調査、協議等の実施
- ↓
- ②審議会および関係市長への意見聴取 ※条例第12条第4項
- ↓
- ③-1 変更を予定している区域案の縦覧公告の実施(4週間) ※条例第12条第5項
- ③-2 区域案に関する利害関係者からの意見書の受付 ※条例第12条第6項
- ↓
- ④変更後の区域に係る告示の実施、新区域の発効 ※条例第12条第6項、7項